

## 22 服装に関する規定

服装は、その人の品性を表わすものであるから常に清潔にして、華美にながされず端正でなければならない。

### 1 服装

(1) 入学式及び卒業式等の学校行事並びに公的行事とされるものについては、下記に定める。

但し、部活動等の試合や活動内容によっては指導教員の指示に従うことを認める。

#### <男子>

- ① 制服はブレザー、ワイシャツ、ネクタイ、スラックスとする。
  - i ブレザー、ネクタイ、スラックス、ワイシャツは本校所定のものとする。
  - ii ブレザーのエンブレム、学年章及びボタンは本校所定のものを付ける。
- ② 本校所定のニットベスト、ニットセーターを着用してもよい。
- ③ 通学靴は革、運動靴等で色は自由とするが、高校生らしいものであること。

#### <女子>

- ① 制服はブレザー、ワイシャツ、ネクタイ・リボン、スカート・スラックス、ソックスとする。
  - i ブレザー、ネクタイ・リボン、スカート・スラックス、ワイシャツは本校所定のものとする。
  - ii ブレザーのエンブレム、学年章及びボタンは本校所定のものを付ける。
- ② 本校所定のニットベスト、ニットセーターを着用してもよい。
- ③ ソックスは学校行事並びに公的行事では市販の紺色系統のソックスが望ましい。また、冬期間においては黒色タイツ等の着用で防寒する。スラックスが望ましい。
- ④ 通学靴は革、運動靴等で色は自由とするが、高校生らしいものであること。
- ⑤ スカート丈は膝丈とする。

(2) 夏季の服装について（夏季6月～10月末）

- ① 気温、室温等に応じてネクタイ・リボン、ブレザーを着脱し暑さをしのぎやすい服装に調節する。この期間は、ブレザーを着用する場合でもネクタイ・リボンを外すことは認める。
- ② シャツは男子、女子ともに本校所定のワイシャツ又は本校所定の半袖ポロシャツとする。

(3) 上履きは所定品（学年別）とし、運動靴（屋内）については別に定める。

(4) その他の服装については別途指示する。

(5) 特別な理由により、所定の服装ができない場合は、異装願いにより許可を受けるものとする。

## 2 容儀

- (1) 容姿は流行や外見にとらわれることなく、又他人に不快感や不潔感を起こさせることのないように高校生らしく端正かつ清潔であること。
- (2) 頭髪は常に清潔を保ち、端正であること。パーマ、カール、染髪脱色等の髪型は禁止する。
- (3) 自然な容姿が高校生らしさ、生き生きとした若さを示すものであるから化粧・カラーコンタクト・アクセサリー（ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等）を禁止する。
- (4) その他の事項については別に定める。

### 【制服対応表】

期 間	目 安	対 応 服 装	備 考
4月- 6月	～22℃	ネクタイ・リボン着用	
6月-10月	22℃～	夏季服装	
11月-3月		ネクタイ・リボン着用	